

令和6年3月22日

一宮市水道事業等事務分掌規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者
小塚重男

一宮市上下水道部管理規程第3号

一宮市水道事業等事務分掌規程等の一部を改正する規程

(一宮市水道事業等事務分掌規程の一部改正)

第1条 一宮市水道事業等事務分掌規程(昭和54年一宮市水道部管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(部課等の長) 第3条 略 2 前項に定めるもののほか、同項に定める部課等に、参事、次長、 <u>主監</u> 、専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。	(部課等の長) 第3条 略 2 前項に定めるもののほか、同項に定める部課等に、参事、次長_____、専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市水道事業等専決規程の一部改正)

第2条 一宮市水道事業等専決規程(昭和52年一宮市水道部管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第9条関係) 1 部長専決事項 (1) 所属次長の日帰り出張命令及び宿泊を要する県内(一宮市職員旅費額条例(昭和23年一宮市条例第65号)別表第2に規定する県外及び鉄道100キロメートル未満の県外を含む。以下同じ。)出張命令並びに <u>課長及び主監</u> (以下「課長等」という。)の出張命令 (2)～(6) 略 2 次長専決事項 (1) 略 (2) <u>所属課長等</u> の休暇の付与並びに時間外及び休日勤務命令 (3) 略 3～7 略	別表第1(第9条関係) 1 部長専決事項 (1) 所属次長の日帰り出張命令及び宿泊を要する県内(一宮市職員旅費額条例(昭和23年一宮市条例第65号)別表第2に規定する県外及び鉄道100キロメートル未満の県外を含む。以下同じ。)出張命令及び <u>課長</u> _____ の出張命令 (2)～(6) 略 2 次長専決事項 (1) 略 (2) <u>所属課長</u> の休暇の付与並びに時間外及び休日勤務命令 (3) 略 3～7 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市水道事業等処務規程の一部改正)

第3条 一宮市水道事業等処務規程(昭和35年一宮市水道部管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(所属長の職責) 第2条 部長、参事、次長、課長、 <u>主監</u> 、専任課長及び課長補佐は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督する。	(所属長の職責) 第2条 部長、参事、次長、課長____、専任課長及び課長補佐は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市水道事業等職員の職名及び補職名に関する規程の一部改正)

第4条 一宮市水道事業等職員の職名及び補職名に関する規程(昭和39年一宮市水道部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第3条 職員の補職名は、次のとおりとする。 (1) 部長、参事、次長、課長、 <u>主監</u> 、専任課長、課長補佐、主査、主任 (2) 略 2 略	第3条 職員の補職名は、次のとおりとする。 (1) 部長、参事、次長、課長____、専任課長、課長補佐、主査、主任 (2) 略 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。